

令和元年度 第 1 1 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 2 年 2 月 1 0 日 (月) 午後 3 時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 第 1 ・ 2 ・ 3 会議室			
出席委員 (12 人)	1 番 石賀 英男	2 番 丸山 環	3 番 前田 正秀	4 番 潮 智博
	5 番 伊藤 英之	6 番 村上 隆	7 番 福本 正博	8 番 三浦 勝美
	9 番 久米 繁好	10 番 中本 敏彦	11 番 川崎 康晴	12 番 福田 昌治
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (11 人)	13 番 北中 善隆	14 番 遠藤 一夫	15 番 井本 武夫	16 番 語堂 一幸
	18 番 松本 芳己	19 番 桑本 慎吾	20 番 馬野 進	21 番 入江 敏朗
	22 番 澤田 光秋	23 番 石賀 昭則	24 番 河上 幸徳	
欠席推進委員 (1 人)	17 番 小前 茂雄			
事務局	事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 毎田 陽子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第11回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第11回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は小前委員です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、6番 村上委員、7番 福本委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の許可・意見を求めます。</p> <p>整理番号22番 譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の売買になります。土地の表示 琴浦町大字赤碕字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに田、地積603㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計地積は2,051㎡になります。</p> <p>申請の内容について説明します。本農地の隣の田を保有する譲受人が購入を希望され、町外在住のため農地管理が難しい譲渡人との間で売買の話がまとまったもので、農地取得後は牧草を作付されます。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>整理番号23番 譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。譲渡事由は借入地の売買になります。土地の表示 琴浦町大字饒津字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに田、地積755㎡。</p> <p>申請の内容について説明します。譲渡人が町外在住で農地を管理できないため、以前から本農地を耕作していた譲受人と売買の話がまとまったもので、農地取得後は水稻を作付されます。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>整理番号24番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の売買になります。土地の表示 琴浦町大字湯坂字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畑、地積3,456㎡。申請地は外に畑1筆があり、2筆の合計地積は4,185㎡になります。</p> <p>申請の内容について説明します。譲渡人が農地を管理できないため売買を希望していたところ、譲受人と売買の話がまとまったもので、農地取得後は梅を作付されます。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p>

<p>議長</p>	<p>■■■■円になります。</p> <p>以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第46号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の石賀英男委員、前田委員、川崎委員、澤田委員、馬野委員、石賀昭則委員は退席をお願いします。</p> <p>(石賀英男委員、前田委員、川崎委員、澤田委員、馬野委員、石賀昭則委員の退席を確認)</p> <p>議案第46号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案説明に入る前に2点について説明させていただきます。</p> <p>最初に先月の総会でご指摘のありました、物納の借賃の表記の仕方について説明します。これにつきましては、申請書を受付ける際に白米か玄米か等を確認するのが難しいということから、事務局で協議をした結果、米〇〇kgと統一させていただくことになりました。</p> <p>次に12ページに掲載されている、整理番号101番の10a当り借賃について説明します。ご覧のように、借賃が■■■■円～■■■■円と金額に幅が持たせてありますが、これは申請地が梨畑であることから、園芸施設を整備する際の償還金が含まれているため、年数が経過するほど借賃が下がっていく設定となっています。</p> <p>それでは議案説明に移りたいと思います。2ページをご覧ください。議案第46号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号40番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字森藤字■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,926㎡。権利の種類は賃借権、内容は飼料となっています。期間は令和2年2月12日から令和12年2月11日までの10年間、10a当りの借賃は■■■■円、借賃の支払方法は口座振込、法律関係は賃貸借、新規になります。</p> <p>整理番号41番から12ページの整理番号103番までの外63件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、10ページの整理番号93番から1</p>

2ページの整理番号103番までの11件です。

12ページをご覧ください。使用貸借の部です。

整理番号104番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字竹内字■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,585㎡。権利の種類は使用貸借権、内容は大豆となっています。期間は令和2年2月12日から令和4年2月11日までの2年間、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。

整理番号104番の外1筆と整理番号105番から20ページの整理番号130番までの外26件についてはご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、19ページの整理番号128番から20ページの整理番号130番までの3件です。

21ページをご覧ください。所有権移転の部です。

整理番号9番 所有権を移転する者は琴浦町外の個人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字田越字■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積858㎡。申請地は外に田5筆があり、6筆の合計地積は4,127㎡になります。権利の種類内容は所有権、引渡の時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和2年2月28日。対価は■■■■■■■■■■円、10aあたりでは■■■■■■■■■■円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。

整理番号10番 所有権を移転する者は琴浦町外の個人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の農地所有適格法人です。土地の表示 大字杉下字■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積4,030㎡。権利の種類内容は所有権、引渡の時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和2年2月28日。対価は■■■■■■■■■■円、10aあたりでは■■■■■■■■■■円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。

整理番号11番 所有権を移転する者は琴浦町内の個人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の農地所有適格法人です。土地の表示 大字杉下字■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,011㎡。権利の種類内容は所有権、引渡の時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和2年2月28日。対価は■■■■■■■■■■円、10aあたりでは■■■■■■■■■■円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお

議長

村上委員	<p>願います。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p> <p>事務局より事前に説明のありました、12ページの整理番号101番について質問します。借賃については先程の説明で理解が出来ましたが、本案件のように梨畑だけに限らず、ハウスなどの施設園芸についても同じことが言えると思います。貸借期間終了後の梨の木や梨棚等の片付けはどちらがする契約になっているのでしょうか。その辺のことを明確に契約の中に盛り込んでおかないと、トラブルの原因になってしまう懸念があるのではないかと考えています。</p>
事務局	<p>現時点では期間終了後のことについてまでは把握していませんので、確認をしてみたいと思います。</p>
議長	<p>事務局に確認を取ったところ、かなり若い方が借りられるということですので、期間終了後も更新される可能性が高いのではないかと思いますし、中間管理事業を活用した貸借であることから、村上委員が言われるような心配はないと考えています。</p>
村上委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>(石賀英男委員、前田委員、川崎委員、澤田委員、馬野委員、石賀昭則委員の復帰を確認)</p>
議長	<p>それでは農家相談の報告に移りたいと思います。1月21日に行われた農家相談日には、丸山委員と入江委員に対応していただきましたが、相談者がなかったということを報告します。</p> <p>2月4日に行われた農家相談の報告を前田委員に願います。</p>
前田委員	<p>(農家相談3件報告)</p>
議長	<p>「農業委員・農地利用最適化推進委員改選フロー」について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農業委員・農地利用最適化推進委員改選フローについて説明)</p>
議長	<p>「非農地通知書」について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(非農地通知書について説明)</p>
議長	<p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたら願います。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第11回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

